

学校法人日本学園創立140周年記念事業寄付金募集趣意書

ご挨拶

皆様におかれましては、平素より学校法人日本学園の教育運営に温かいご理解とご支援を賜り深く御礼申し上げます。

日本学園は、2025（令和7）年に創立140周年を迎えます。本学園は、明治18（1885）年に神田錦町に東京英語学校として誕生し、以来歴史を積み重ね日本学園中学校・高等学校として発展してまいりました。この間、創立者杉浦重剛先生の志を受け継ぎ、「人は得意な道で成長すればよい」を教育の理念に掲げ、個性を尊重した人材を育成する教育機関、また、地域に根ざした教育機関として邁進してまいりました。

このたび、創立140周年にあたり皆様からご支援を賜りたく「学校法人日本学園創立140周年記念事業寄付金」を募ることと致しました。

ご高承のとおり、本学園は2026（令和8）年4月より明治大学の系列校となり、校名を明治大学付属世田谷中学校・世田谷高等学校と改称し、共学化することとなっております。日本学園中学校・日本学園高等学校としての最後の周年行事となりますが、更なる充実と発展を期するために、何卒この記念事業の趣旨にご賛同いただき、格別のご支援、ご協力を賜りたく、心よりお願い申し上げます。



新校舎完成予想図

学校法人 日本学園

理事長 松本 勝馬

日本学園中学校・高等学校

校長 水野 重均

梅窓会

会長 阿部英之助

募集要項

- 1 募金の名称 学校法人日本学園創立140周年記念事業寄付金
- 2 募金の目的 (1) 教育環境整備資金 (新校舎建設・既存校舎改修および設備の充実)
(2) ICT教育等拡充資金 (新ネットワーク構築・ICT機器の充実)
(3) 教育研究に要する経常的経費
(4) 創立140周年記念行事資金
- 3 募金目標額 5,000万円
- 5 募集の期間 2023年11月1日～2026年2月28日
- 6 募集の金額 個人の皆様 1口 5千円
法人・団体様 1口 5万円
・金額にかかわらず1口未満のご寄付も有り難くお受けいたします
・複数口でのご寄付をいただければ幸いです
- 7 募集対象者 本学園の卒業生の皆様
本学園の在校生保護者の皆様
本学園の教職員の皆様
本寄付金にご賛同いただける法人・団体及び個人の皆様

お申込・払込方法

- 1 スマートフォンまたはパソコンをご利用の場合

<https://mirai-compass.net/dnt/nichgakh/common/dntEntry.jsf>

QRコード



- (1) 寄付金項目選択では『140周年事業寄付金』をお選びください。
- (2) 寄付金のお支払いは、各種クレジットカード、コンビニエンスストア、ページーでのお支払いをお選びいただけます。
- (3) 領収書の発行日は、お申込み受付日やカード決済口座からの振替日ではなく、本校への入金日となります。2023年については12月10日以降にこちらのサイトよりお申込みいただいた寄付の領収書は、発行日が翌年となります。この場合、寄付金控除も翌年となりますので、余裕をもってご寄付いただけるようお願いいたします。(2024年以降についてはお問合せください)

2 郵便局（ゆうちょ銀行）で払込の場合

（１）同封いたしました「払込取扱票」をご利用ください。

なお、払込手数料は、恐縮ですがご負担願います。

（２）振替口座：００１４０－６－７６０９８４ 加入者名：学校法人日本学園

（３）同封いたしました「１４０周年記念事業寄付金申込用紙」にご記入のうえ、必ず日本学園事務室までご返送願います。

3 銀行でお振込の場合

（１）銀行備え付の振込依頼書にてお振り込みをお願いいたします。

なお、振込手数料は、恐縮ですがご負担願います。

（２）振込先：三菱UFJ銀行 永福町支店

口座番号：普通預金 １０３０６９３

口座名義：学校法人日本学園 理事長 松本 勝馬

（３）同封いたしました「１４０周年記念事業寄付金申込用紙」にご記入のうえ、必ず日本学園事務室までご返送願います。

4 領収書発行について

領収書の日付は、本校口座に入金があった日付となります。領収書発行までに、お申込み受付より約１～３か月のお時間を頂戴しておりますこと、ご了承いただきますようお願いいたします。

5 顕彰

この記念事業寄付金にご寄付を賜りました方全員のご芳名を「寄付者芳名録」に記載致します。

ホームページなどに掲載させていただく場合がございます。掲載を希望されない場合は、同封いたしました「１４０周年記念事業寄付金申込用紙」などでその旨をお知らせください。

税制上の優遇措置について

ご寄付をいただいた場合、寄付金控除の減免税措置を受けることができます。寄付金の入金確認後、１～３カ月以内に領収書を発行し、入金確認年の翌年１月には寄付金控除に関する証明書をお送りいたします。詳細については、学園のホームページにある「寄付金募集」専用サイトをご確認いただくか日本学園事務室までお問い合わせください。

1 寄付者が個人の場合

寄付者の皆様は、確定申告を行なうことで税制の優遇措置を受けることができます。

優遇措置につきましては次のどちらかの有利な方を選択いただけます。

(1) 税額控除制度：(寄付金額－2,000円)×40%を所得税額から控除

※所得税控除額はその年の所得税額の25%が上限

(2) 所得控除制度：(寄付金額－2,000円) 所得税率を総所得額から控除

※所得税率は課税される年間所得により異なります。

なお、東京都在住の方は住民税控除額が「(寄付金額－2,000円)×4%」となります。また、寄付金が住所地の区市町村で指定された控除対象寄付金に該当する場合、個人の区市町村民税から「(寄付金額－2,000円)×6%」に相当する額が別途控除されます。どの寄付金が控除対象に指定されているかについては、住所地の区市町村へお問い合わせください。

2 寄付者が法人・団体の場合

法人・団体の皆様からの寄付金については、「日本私立学校振興・共済事業団」を通じた「受益者指定寄付金制度」をご利用いただけます。この制度をご利用いただくことで、寄付金額が当該事業年度の損金として算入されます。

ご利用の際は、日本学園事務室【担当：山本 TEL 03-3322-6331】までお問い合わせください。

個人情報の取り扱いについて

寄付のお申し込み時にご提供いただいた個人情報は、寄付に関する業務のみに使用し、また、本学園が責任を持って管理いたします。お客様の情報は厳重に保護され、守秘義務を遵守いたします。

ご連絡・お問い合わせ先

学校法人日本学園事務室 〒156-0043 世田谷区松原2丁目7番34号

TEL : 03-3322-6331 FAX : 03-3327-8987

E-mail : kifu@nihongakuen.ed.jp